

2025 全国法律関連労組連絡協議会アンケート

(ダイジェスト版)

本アンケートは、2025年全国法律関連労働組合協議会が行った全国の事務職員811名（内訳は女性681人、男性102人、その他28人）の回答をまとめたもので、自由記述の回答が229通ありました。

今年のアンケートでは、賃金について「年収が減少または変わらない」と回答した事務員が43.1%に上り、「手取り14万円では生活が厳しい」「賃金も上がらず仕事量だけが増えている」という声が寄せられています。生活実感では「非常に苦しい、苦しい」が49.2%（昨年48.0%）。家計収支に関する質問では「赤字・時々赤字・ギリギリの生活」が77.4%（昨年74.0%）と、前年より悪化。物価高騰が続く中、事務職員が物価高にあえいでいる状況が反映されています。また、今回も「休みが取れない」「有休が取れない」といった労働環境に関する声も多数寄せられています。

さらに、近年はハラスメントの被害を受けたという回答が急増しています。「指示する際、体をくっつけてくる。手をさわられる」等、「セクシュアルハラスメントがある」との回答が7.0%（昨年4.5%）、ほかにもマタニティハラスメント被害の訴えや、生理休暇取得が困難であるといった声も。「パワーハラスメント」では、「ある」は23.1%（昨年17.2%）と、いずれも前年より増加しています。こうした状況に対し「ハラスメントの事件を受任していながら、自分は大丈夫と思っているのが不思議でならない」等の声や、弁護士に対し、社会人としてのマナー・スキル向上を求める意見も多数ありました。

給与等雇用契約に関する件

- 手取り14万円では生活が厳しいです。昇給や退職金制度がほしいです。【19】
- 給与も上がらず、賞与は年間通じでゼロ。仕事量は増えているのに、毎日辞めたいと思うながら、働いている。【42】
- 10年近く働いても手取り20万強ではこの物価高の中生活できない。【72】
- 法律事務所事務員10年目です。年金等社会保険一切なく、残業代も出ず、退職金も無く、今食べて行けたとしても将来どうなるのか日々不安で仕方ない。就業規則がなく健康診断、休み、有給、何も無い。【84】
- 残業代が反映されていない。給料が手取りで13万ほどしかなく、アルバイト3つかけもちしている。何度もやめようと思った。弁護士なのに？人権問題扱ってるのに？と思うことが多い。【89】
- 私は令和2年分から、雇用主による年末調整をしていただいていません。弁護士として労務事

務の知識はなかったかもしれません、何年もの間知る努力もせず、雇用主の義務を果たさなくて、咎める人は誰もいません。給料の遅延は当たり前。昇給、賞与の考えはありません。人権を守る、と声を上げる弁護士が運営する法律事務所は、本来、その最先端をいくはずですが、社会の死角になっている法律事務所がここにあることをここに証明します。【112】

- 長期休暇があると手取りは 10 万円程です。それなりにプレッシャーのかかる仕事なのに生活保護以下かと悲しくなります。【113】
- 事務職員全体の平均賃金は、労働者全体の平均賃金より大幅に低いと感じています。ベテランの事務職員の給与も、昨今の新卒初任給より低い人も多いのではないでしょうか。私自身、自分より多い給料を受け取っている人の自己破産（同時廃止）も数多く扱ってきました。虚しさを覚えています。【132】
- 業界全体の賃金が低いため、私は低いと感じているものの雇主は高い（十分に払っている）と思っています。しかしこの業界で 20 年以上のキャリアがあり、幅広い業務をこなしているのに、週に半日しか来ない雇用主の妻より給与が低いため、気持ち的に頑張れない。この事務所だけでも 12 年になるが、手取り 17 万円。【135】
- 車を購入する時、年収が少なすぎてローンを組む時大変でした。「よいところへお務めだからもっともらっているでしょう」と言われすごく恥ずかしかった。【155】
- 一生懸命に仕事したいですが、手取り賃金があまりに低すぎて、仕事への意欲が低下してしまいます。正職員ですが、貯蓄もできず、将来への不安を感じます。通期手当も満額支給ではありません。一番辛いのは、親が私の生活が不憫に思うのか、親が自分の生活を切り詰めて、私にお小遣いを渡してくることです。（中略）弁護士事務所の事務員になるまでは、弁護士は法を守る人だと思っていましたが、今は、法を利用する人だと思っています。今の仕事を長く続ける気持ちになれません。【196】

【類似の声】

1、3、4、9、10、15、18、20、24、26、28、29、30、35、48、69、71、78、90、91、92、93、98、102、103、104、105、107、108、109、111、115、118、128、129、134、137、144、146、147、153、154、158、159、160、172、190、191、192

休憩・社保・福利厚生に関する声

- 事務員 1 名の事務所のため、有給が取りづらいです。昨年は 2 日しか取っていません。体調が悪くなっても、熱がない限りは出勤しています。休暇を取った次の日は職場の机に仕事が溜まっている状態です。そのような状況が 10 年続き、昨年ついにストレスが主な原因による病気

になりました。手術が必要(入院期間は1週間程度)と医師に言われたため、上司の弁護士に相談しましたが、なかなか良い顔をされずまだ手術を受けられていない状況で、半ば諦めています。【3】

- 外勤があるので労災だけでも加入してほしい。【12】
- 人事務です。昨年は、有給を取れませんでした。というのは、これまで有給申請をすると、「時季変更権」を言い出され、却下ばかり。理由は「その日は裁判が1件あるから、その間の電話番がいないのでダメ」と。普段、留守電も併用しているので、支障はないのではと言っても、「留守電はダメ。人が出ないとダメ」と。体調不良で、明日病院に行きたいと申出たときも「明日は来客があるから、来週ならOK」と。病院でさえ、この調子なので、有給申請をすること自体、無駄だとあきらめました。弁論のプロである弁護士相手に言葉で太刀打ちなどできません。【114】
- 個人事務所なので、妊娠してもギリギリまで働き、出産後4か月で復帰しました。にもかかわらず時給制にされ、給料を上げるどころか減らされました。【133】
- 弁護士だけ社会保険に加入されていて、事務員が国保、給与は少ないながらも頑張っていますが、年に何度も旅行に行く弁護士を見ていると、虚しい気持ちになります。【88】
- 15年近く昇給ありません。残業代も一度も出してもらえたことがありません。昼休憩もありません。食事を買いにも行けません。【116】
- 体調が悪くても休みづらい。有給休暇が実質5日まで、それ以上休みたい時は2か月前に言えと言われ、恐る恐るお願いしても、気持ちよく取らせてもらえない。熱があって吐き気でフラフラだった時も、来客のある日は出勤せざるを得ない、(内1回はコロナだったが、それよりお茶出し優先、電話対応優先は意味が分からない)。このままでは心身ともに壊れてしまう。【167】

【類似の声】 6、9、10、14、27、28、39、65、69、70、108、129、143、196

● ハラスメントや公私混同に関する声

- 明らかに弁護士の私用と思われる事(家族の税金の支払い、自分の住民票の取得、家族への贈り物の買い物等)を業務内で頼まれるのは、おかしいと思うが、なかなか断る事ができない。【16】
- ボス1人(男性50代)と事務員(女性30代)で働いていた時、ボスから交際を申し込まれ断ると「惑わされた。辞めてほしい」と退職させられた。【17】
- 弁護士から「子供が生まれる。これからお金がかかるから賞与は払わない」「○○さんは子供がないからお金がかかるんだろうし」と言われた。妊娠中であり非常に腹が立ったし、家族に話したら「そんな雇用主に雇われなくてよいから辞めろ」と言われ、それを話したら渋々

支払われたが、支給日を過ぎていたので、ボーナス払いにしていた引落が不能となり延滞金が発生した。【26】

- 職場の問題をハラスメント窓口に相談したことがあるが、匿名では何もできないとのこと。【45】
- ハラスメント講習を全弁護士必須にしてもらいたい。ハラスメントの事件を受任していくながらも、自分は大丈夫と思っているのが不思議でならない。【67】
- 指示する際、体をくっつけてくる。手をさわられる。【152】
- ハラスメントがあったとしても人数が少ない事務所ではすぐに当事者が分かりますし、言ったらやめるしかない。そもそも、弁護士と事務員では立場の上下関係が明らかであり、弁護士会の窓口があると言っても、当事者がすぐに分かりますし、常にパワハラには晒されている環境なのかもしれない。【157】
- 年配の男性弁護士から「やっぱり女性は丁寧」「女性脳はマルチタスクに向いている」などの発言があり、誉めているのでしょうか「女性だから」ではなく個々の能力や成果として評価してもらいたいと感じます。本人にその旨を話しても「個人の感想だから」と一蹴されました。これをセクハラとまでは言いませんが、より良い職場環境のためにジェンダーについて学ぶ機会があると嬉しいです。【171】
- 法律相談の内容が性的相談だった際に、相談終了後に、性的内容を事務員に止めどなく一方的に話し、デリカシーがなく、まるでセカンドレイプのようでした。依頼を受けたわけではないので事務員に話す必要はないし、セクハラだと思いました。他の相談は、詳細を話してはきません。【192】
- 弁護士1人、事務員1人なので、逃げようがありません。人目がないことを利用して、大小色々なモラハラを受けており、常態化しています。【192】
- お客様の面前で、事務員をなじるような、バカにした物言いをします。とても悲しくなりました。このようなことが、幾度となくあります。【192】

【類似の声】 7, 122、132、153、173、192、194

良好な職場環境等、弁護士への要望

- 事務所内にいても、会話は全て共有ツール上で行われ、会話ができないのか?というほど話をしない。【26】
- このアンケートについてSNS上で「まともな事務員ならあんなアンケートに回答しない」、「事務員に求めるのは早く出勤してトイレ掃除すること」などと公開で話してるので見た。冗談半分でもSNSで事務員を侮蔑するのはどうかと思う。【11】
- 不明点があって質問をしても、「本を見て調べろ」「ネットで検索して調べろ」といった返答ばかり、教えてくれない(しかも返答しながらスマホゲームをしている)。【26】

- 弁護士が違法なことをしているが、どこに相談していいかわからない。【45】
- 弁護士会は、所属弁護士に対し、事務員を雇用するにあたっての「使用者」としての研修を充実させてもらいたい（ハラスメントの面や賃金支払に関して）【59】
- 弁護士に経営者としての研修を義務づけたり、定期的に労働環境をチェックしたり、弁護士会は事務員のためにもう少し何かしてくれてもいいと思う。【69】
- 専門知識を持って働く事務職員の賃金が、「現在の最低賃金は〇・〇円です、それ以下で働かせてはいけません」とチラシが貼られる程度の人間なのでしょうか。弁護士会全体の意識として、事務職員は最低賃金程度の労働力という認識なのでしょうか。事務職員全体の平均賃金は、労働者全体の平均賃金より大幅に低いと感じています。ベテランの事務職員の給与も、昨今の新卒初任給より低い人も多いのではないでしょうか。私自身、自分より多い給料を受け取っている人間の自己破産(同時廃止)を数多く扱ってきました。虚しさを覚えています。周囲の人には胸を張って法律事務職員ですと言えませんし、新たな就職先としても、当然お薦めしないと言っています。私たち労働者が、自分の仕事に誇りを持って薦められるような環境になることを祈っています。【132】
- 雇用主が夫婦で弁護士。子どもが小さいため病気のときや幼稚園・保育員が休みのとき朝と夕方、職場に連れてくる。子どもの使う部屋も掃除させられる。ショッちゅう子どもの用事や買い物、散髪等で事務所にいなくなる。公私混同しないでほしい。【174】
- 業界や各事務所が閉鎖的で、第三者の目が入らないために、労働条件の明示もなされず、労基法が守られない、最賃以下で働かせる、なんていう職場が、法律家が経営する職場で存続し続けているのです。弁護士自治だと、各弁護士と事務員の個別の契約なのだからと言い続ける限り、悪い労働環境はこれからも何十年も続き、誰も働きたくない、見向きもされなくなる業種、職種になっていくのだと思います。【184】
- 職場に子供さんを連れてこられるのはかまわないが、子守りのようになり仕事ができないし、目を離した際に何かあると怖いので、ハラハラする。子守りをさせないで、仕事に集中させてほしい。【188】

【類似の声】 22, 23, 58, 64, 74, 80, 92, 94, 96, 100, 117, 139, 147,

164, 167, 175

弁護士のマナーや事務所の運営等に関する声

- 裁判所や保険会社、顧客などから頻繁に「〇日までの期限としていた書類の提出がされていない」「折り返しの電話がない」「〇時の約束なのに先生が来ない」といった電話などがひっきりなしに来る。とにかく時間や期限を守らない。【26】
- 弁護士が時間を守らない。人を待たせているという意識がない。遅刻、早退が多すぎる。早々

に帰った後に依頼者から電話がかかってくる度に申し訳ない気持ちになる。【38】

- 仕事を終えてチェックだしをしてもそれが確認されるのに1か月かかることがある。一ヶ月たつと事情を忘れてしまうし、依頼者からも『放置されている』とクレームがくる。クレームを受けるのがストレス。【136】
- 事務所内にトイレがあるが、弁護士がかなり汚す。清掃も従業員がしているがかなり苦痛。お客様も使うし、綺麗に使ってほしい。手も洗っていないので、その手で記録やら触っていると思うと嫌。【144】
- 指を舐めてツバをつけて書類を捲るのをやめて欲しい。【168】

【類似の声】 8, 41, 99, 102, 107, 136, 142, 192

- 弁護士はアンケートの存在を知らない

- 毎年回答しています。弁護士はこのアンケートの存在を知りません。弁護士会に通知するのではなく、弁護士か必ず目を通すような研修等で知らせてください。弁1事1の事務所では退職の覚悟がなければ弁護士に話すことなどできません。弁1事1の事務所においてハラスメントの防止の手立てはありません。全く評価もされず、働く意欲が持てずにいます。【21】
- このアンケート結果は、弁護士が見るべきだと弁護士が言っていました。事務局宛に届くとあって渡すのも難しいと思うので（うちは見せましたが）、弁護士会の総会資料にも入れておいてはいかがでしょうか。【43】
- このアンケートに毎年答えているが、肝心の弁護士に全く届いてないと感じる。どうやったら伝わるべき人たち（弁護士）に伝わるか真剣に考えてほしい【69】
- そもそもこのアンケートの結果が事務所の雇用主に届いていないと思う。雇用主に労働者の声が届かないと回答の意味がないので、周知の方法を再考していただきたい。【101】

【類似の声】 7, 15, 37, 85, 92, 101

- 自分の身分証明書を出したくない

- 身分証の効力をもう少し持たせてほしい（銀行や役所でなんの役にも立たない）。【6】
- 銀行を始め、多くの窓口で、弁護士会の身分証や裁判所の選任書以外に、弁護士及び事務員の個人の免許証などの提示を求められ、身分証としての役割を果たしていません。公的な身分証と同等の扱いにしていただきたいです。【44】
- 銀行等での個人情報の提示を無くしてほしい（事務員証でだけでの対応にしてほしい）【82】
- 銀行などでマイナンバーを出すのが手間。事務員証だけで通用してほしい。【125】

- 業務上の手続きで本人確認が必要な場合、弁護士会等発行の身分証（事務所の住所記載）も本人確認資料として認めてほしい。個人の免許証やマイナンバーの提示をしなくてすむようにしてほしい。【145】
- 身分証明書の提示を求められた際、事務員職員証ではなく運転免許証が必要となる。自宅住所を記載しているので、提示したくない。【151】